

目 次

津市告示

津都市計画の変更

豊が丘四丁目の街区の区域の一部変更及び新設

放置自転車の撤去及び保管

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者の事業廃止

公示送達

津市公告

津市森林整備計画変更計画書案の縦覧

都市公園の区域の変更及び供用開始

津市一人親家庭及び生活困窮世帯に係る学習支援業務委託公募型プロポーザルの実施

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市国民健康保険料等催告センター運営業務委託に係る条件付き一般競争入札の執行

津市上下水道事業公告

津市公共下水道に係る負担区（分担区）の決定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

津市選挙投票区の一部の改正

雲出井土地改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数

雲出井土地改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

雲出井土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任

津市監査委員告示

監査結果の公表

財産区に係る監査結果の公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 23 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 31 年 2 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画の種類及び名称

(1) 津都市計画地区計画

あのか台地区地区計画

(2) 津都市計画用途地域

(3) 津都市計画風致地区

偕楽公園風致地区

(4) 津都市計画公園

5・5・1 号津偕楽公園

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市告示第 2 4 号

津市住居表示に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 7 8 号）第 5 条の規定に基づき、豊が丘四丁目の街区の区域を変更し、及び新設し、次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 変更区域（別図のとおり）
豊が丘四丁目 3 4 番街区
- 2 新設区域（別図のとおり）
豊が丘四丁目 4 6 番街区
- 3 実施期日

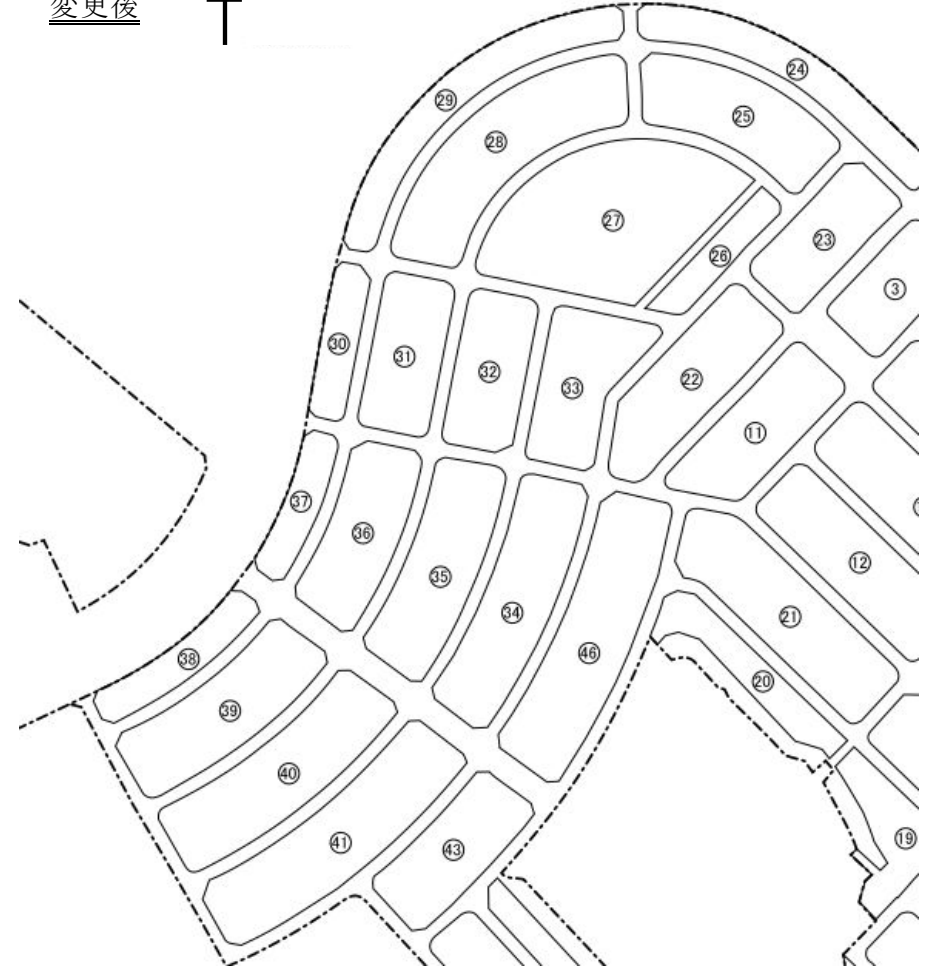
平成 3 1 年 2 月 2 2 日

豊が丘四丁目の街区の区域変更図

変更前



変更後



津市告示第 2 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 1 6
条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 2 月 7 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 1 年 2 月 8 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 2 月 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 1 年 2 月 1 5 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 26 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定に基づき、廃止の届出がされたので、同法 51 条の 30 第 2 項の規定により告示する。

平成 31 年 2 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人三重県厚生事業団
- 2 事業所の名称
三重県身体障害者総合福祉センター
- 3 事業所の所在地
津市一身田大古曾 670 番地 2
- 4 廃止年月日
平成 31 年 3 月 31 日
- 5 廃止した事業の種類
指定特定相談支援
- 6 事業所番号
2430502092

下記の者の市民税県民税督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

平成31年2月26日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○○○	平成 2 9 年度市民税県 民税督促状第 4 期

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市公告第 2 1 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 6 第 3 項の規定により、津市森林整備計画を変更したいので、同法第 1 0 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により公告し、当該森林計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、当該森林計画変更の案に意見がある者は、同法第 1 0 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、津市長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

津市白山庁舎 2 階 津市農林水産部林業振興室

2 縦覧期間

平成 3 1 年 2 月 1 8 日から平成 3 1 年 3 月 2 0 日まで

津市公告第 22 号

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 及び津市都市公園条例（平成 18 年津市条例第 197 号）第 2 条の規定により、都市公園の区域を変更するので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成 31 年 2 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称

津偕楽公園

2 位置

津市広明町 147 番 1 ほか

3 区域

別図のとおり

4 変更する区域

当該都市公園の区域から津市広明町 125 番 1、147 番 3、149 番 2 の区域を廃止する

5 変更後の区域の供用開始の期日

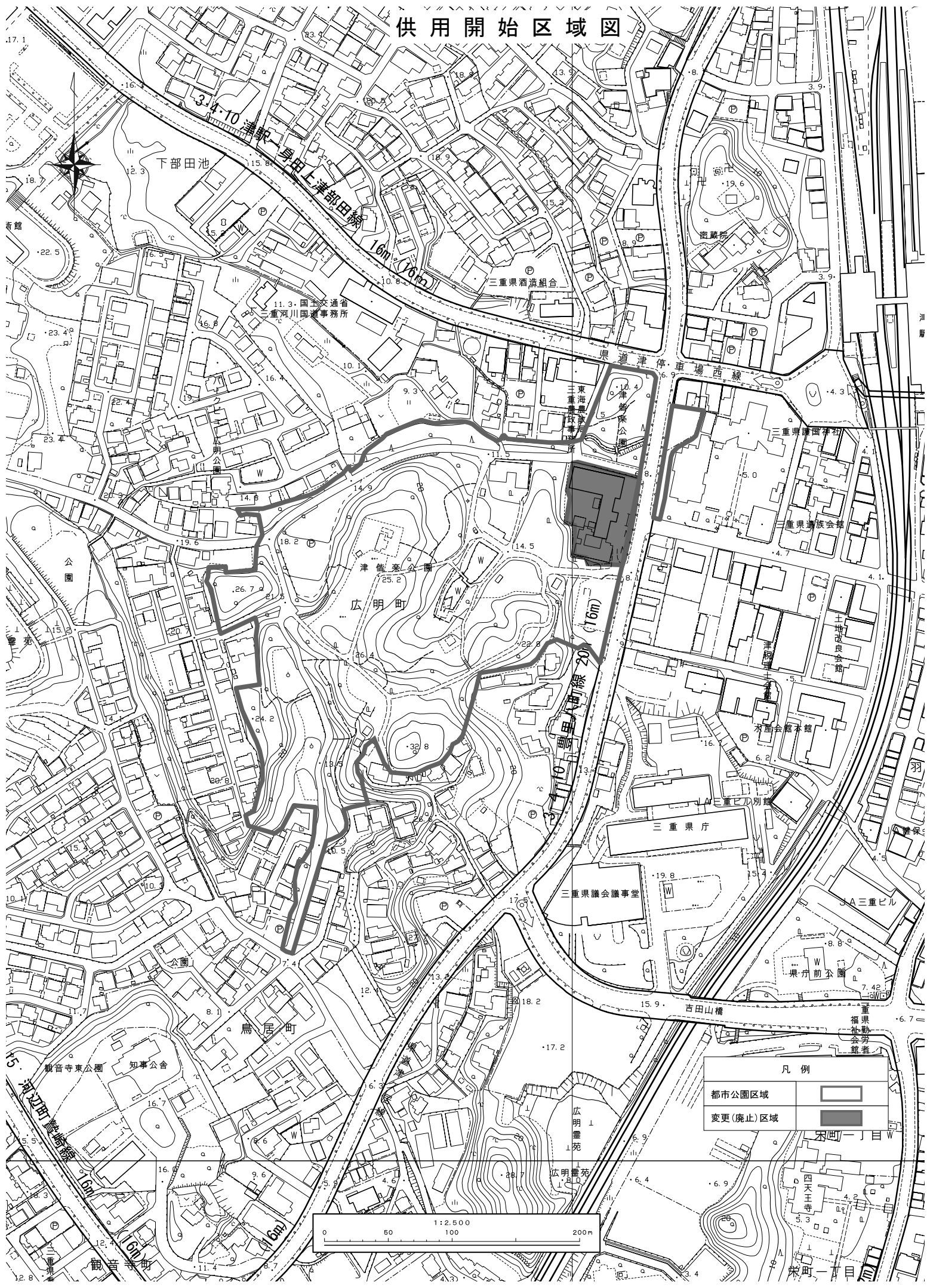
平成 31 年 2 月 20 日

6 関係図書の縦覧場所

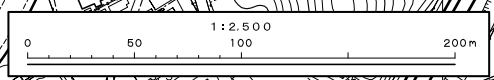
津市西丸之内 23 番 1 号

津市建設部建設整備課

供用開始区域図



凡 例	
都市公園区域	
変更(廃止)区域	



津市公告第 2 3 号

津市一人親家庭及び生活困窮世帯に係る学習支援業務について、次のとおり
プロポーザルを実施しますので、公告します。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務概要

- (1) 津市一人親家庭及び生活困窮世帯に係る学習支援業務
- (2) 契約締結の日から2022年3月31日まで
- (3) 提案見積限度額 下表のとおり（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 2019年度（平成31年度）

（単位：千円）

提案見積限度額		7, 500
内訳	一人親家庭に係る学習支援	4, 500
	生活困窮世帯に係る学習支援	3, 000

イ 2020年度及び2021年度（各年度あたり）

（単位：千円）

提案見積限度額		7, 569
内訳	一人親家庭に係る学習支援	4, 541
	生活困窮世帯に係る学習支援	3, 028

2 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等という。」）とする。ただし、代表となる法人等と他の法人等とのコンソーシアム方式※（以下「共同の事業体」という。）でも参加できることとする。この場合、代表となる法人等と、代表となる法人等以外の法人等のいずれもが、以下の(1)から(7)の参加資格要件を満たす共同の事業体であること。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されていること。登載されていない者にあつては、以下のアからウの書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 法人以外の団体にあつては、代表者の身分証明書

ウ 印鑑（登録）証明書（法人以外の団体にあつては、代表者のもの）

- (2) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと（法人以外の団体にあつては、代表者に滞納がないこと。）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定

する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(4) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

※ 本企画提案におけるコンソーシアム方式とは、共同の事業体が契約の相手方となる最優先候補者となった場合、原則、本市と代表の法人等のみが契約を行い、代表の法人等は共同の事業体を形成する各法人等と必要な契約等を行うこととする。

3 プロポーザル実施スケジュール

	内 容	期 日
1	公告	平成31年2月21日（木）から 3月 8日（金）午後4時まで
2	実施要領等の配布	平成31年2月21日（木）から 3月 4日（月）午後4時まで
3	質問書の受付	平成31年2月21日（木）から 3月 5日（火）午後4時まで
4	質問書の回答期限	平成31年3月 6日（水）
5	参加申込書の提出期限	平成31年3月 8日（金）午後4時まで
6	参加資格審査結果通知	平成31年3月13日（水）
7	企画提案書等の提出期限	平成31年3月18日（月）午後4時まで
8	第1次審査（書面審査）	平成31年3月22日（金）
9	第1次審査の結果通知	平成31年3月26日（火）
10	第2次審査 （プレゼンテーション及 び質疑応答）	平成31年3月28日（木）
11	第2次審査の結果通知	第2次審査後速やかに

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

企画提案書は、津市一人親家庭及び生活困窮世帯に係る学習支援業務プロポーザル方式審査委員会において審査し、最も高い評価を受けた企画提案書の提案者を契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評価を受けた企画提案書の提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市一人親家庭及び生活困窮世帯に係る学習支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。

津市公告第 2 4 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

431022501

公 告 日	平成31年2月25日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成30年度営生学第1-57号 北立誠地区放課後児童クラブ整備及び津市立北立誠小学校改修工事に係る設計業務委託				
業 務 場 所	津市 江戸橋一丁目 地内				
業 務 概 要	改修 ※上記に係る設計業務委託 一式 北立誠地区放課後児童クラブ・コミュニティルーム (建具改修、内装改修、躯体改修、外構) 津市立北立誠小学校 (建具改修、内外装改修)				
期 間	契約締結の日から 2019年6月28日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント	部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年3月8日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年3月8日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年2月28日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成31年3月5日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成31年3月8日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年3月13日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	1,044,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	無				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

431022502

公 告 日	平成31年2月25日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成30年度営教総補第58号 津市立戸木幼稚園保育室空調設備設置工事			
工 事 場 所	津市 戸木町	地内		
工 事 概 要	空調設備設置 空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 1組 ※上記に係る機械設備工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 2019年6月7日 まで			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】久居	【格付】C・B・A
		【ブロック】久居	【地区】一志・白山・美杉	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年3月8日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年3月8日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年2月28日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年3月5日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年3月8日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年3月13日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	1,802,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

431022503

公 告 日	平成31年2月25日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成30年度営教総補第59号 津市立桃園幼稚園保育室空調設備設置工事			
工 事 場 所	津市 新家町	地内		
工 事 概 要	空調設備設置 空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 1組 ※上記に係る機械設備工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 2019年6月7日 まで			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】久居	【格付】C・B・A
		【ブロック】久居	【地区】一志・白山・美杉	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年3月8日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年3月8日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年2月28日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年3月5日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年3月8日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年3月13日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	1,897,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

431022504

公 告 日	平成31年2月25日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成30年度営教総補第60号 津市立巽ヶ丘幼稚園保育室空調設備設置工事			
工 事 場 所	津市 久居東鷹跡町	地内		
工 事 概 要	空調設備設置 空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 2組 ※上記に係る機械設備工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 2019年6月7日 まで			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】久居	【格付】C・B・A
		【ブロック】久居	【地区】一志・白山・美杉	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年3月8日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年3月8日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成31年2月28日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年3月5日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年3月8日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年3月13日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	2,912,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

431022505

公 告 日	平成31年2月25日	工 事 担 当 課	津駅前北部土地区画整理事務所	
工 事 名	平成30年度区画補第5号 津駅前北部土地区画整理事業に伴う1号公園整備工事			
工 事 場 所	津市 羽所町及び栄町四丁目 地内			
工 事 概 要	遊具組立設置工 1基 ベンチ・テーブル工 12基 シェルター工 1基 アスファルト舗装工 472m ² 土系舗装工 826m ²			
工 期	契約締結の日から 2019年8月30日 まで			
発 注 業 種	造園			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A 1		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成31年3月15日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成31年3月15日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成31年3月6日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成31年3月11日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成31年3月15日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成31年3月18日 午後2時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	62,962,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

431022506

公 告 日	平成31年2月25日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成30年度営子推継第56号 (仮称) 芸濃こども園電気設備工事			
工 事 場 所	津市 芸濃町椋本 地内			
工 事 概 要	新築 鉄骨造2階建 延面積 2,325m ² ※上記に係る電気設備工事 一式			
工 期	契約締結の日から 2020年2月25日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年3月15日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年3月15日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年3月6日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年3月11日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年3月15日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年3月18日 午後2時10分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室			
予 定 価 格	95,306,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・本件に係る「平成30年度営子推継第36号 (仮称) 芸濃こども園建築工事」が本契約に至らなかったときは、本件契約を締結しないことがあります。			

事後審査型条件付一般競争入札

431022507

公 告 日	平成31年2月25日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成30年度営子推継第57号 (仮称) 芸濃こども園機械設備工事			
工 事 場 所	津市 芸濃町椋本 地内			
工 事 概 要	新築 鉄骨造2階建 延面積 2,325m ² ※上記に係る機械設備工事 一式			
工 期	契約締結の日から 2020年2月25日 まで			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年3月15日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年3月15日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年3月6日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年3月11日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年3月15日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便 (株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年3月18日 午後2時20分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室			
予 定 価 格	131,834,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・本件に係る「平成30年度営子推継第36号 (仮称) 芸濃こども園建築工事」が本契約に至らなかったときは、本件契約を締結しないことがあります。			

津市公告第 25 号

次のとおり条件付一般競争入札（以下「本件入札」といいます。）を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」といいます。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」といいます。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 31 年 2 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 本件入札に付する事項

(1) 業務委託名

津市国民健康保険料等催告センター運營業務委託

(2) 業務委託の概要

公権力の行使に当たらない滞納者への電話による納付の呼びかけ（以下「電話催告」といいます。）と関連業務（詳細は、別紙仕様書参照）

(3) 業務の履行期間

2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで（36 ヶ月）

ア この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3、令第 167 条の 17 及び津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年津市条例第 319 号）第 2 条第 2 号に基づく長期継続契約です。

イ この契約は、履行期間の始期の属する年度に係る歳入歳出予算につき、津市議会の議決があったときに効力が生じるものとします。

ウ 津市は、この契約の締結の日の属する年度以降において、津市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができます。

2 本件入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者としてします。

(1) 令第 167 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税等を完納している者

(3) 業務実績

平成 26 年度から平成 30 年度の間に、地方公共団体との間で、電話催

告業務を受託し完了した実績（１契約で履行期間が１年以上、かつ人口２０万人以上の地方公共団体での電話催告の実績があり、１年間に７，０００件以上の通話件数の実績を有すること。なお、複数年契約については、１年以上の履行実績があり、現在履行中である者も可とします。）を有する者

- (4) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。）
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者
- (6) プライバシーマーク・ＩＳＭＳ等の個人情報保護に関する事業者認定を受けている者
- (7) 津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）による指名停止を受けていない者

3 本件入札の参加申込みに係る書類の配布

(1) 期間

平成３１年２月２７日（水）から同年３月８日（金）まで（土日を除きます。）

(2) 場所

津市健康福祉部保険医療助成課保険担当

（〒514-8611 津市西丸之内２３番１号 津市役所１階）

(3) 時間

市役所開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

(4) 上記以外の配布

インターネットによるダウンロードサービス

（津市ホームページ <http://www.info.city.tsu.mie.jp>）

4 本件入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

平成31年3月4日（月）午後5時15分 必着

イ 提出場所

津市健康福祉部保険医療助成課保険担当（〒514-8611 津市西丸之内
23番1号 津市役所1階）

ウ 提出方法

仕様書等に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入の上、提出
場所に持参、郵送、電子メール又はFAX（電子メール又はFAXの場
合は、押印がはっきりわかるようにすること。）により提出してくださ
い。

《送信先》

電子メール 229-3159@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-229-5001

エ その他

電話、口頭による質問、提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印
のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場
合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

平成31年3月6日（水）

イ 回答方法

津市ホームページ（<http://www.info.city.tsu.mie.jp>）「事業者の
みなさまへ」「入札・契約」「物件・業務委託関係」「発注情報（物件
・業務委託）」において公開します（質問者名は非公開とします。）。
また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申
し立て及び回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には
質問内容を明確に記載し提出してください。

5 本件入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出
し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当

該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

平成31年3月11日（月）午後5時15分 必着

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合、未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

津市健康福祉部保険医療助成課保険担当（〒514-8611 津市西丸之内2番1号津市役所1階）

(3) 提出方法

提出場所に持参又は郵送によるものとし、郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとします。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからケまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オからキまでの書類の省略をすることができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 業務実績届出書（第4号様式）及び当該業務委託契約書等（仕様書を含む。）の写し。また、1年以上の期間の受託及び履行実績を証明するものとして委託業務実績報告書等及び年間の通話件数のわかる書類を添付してください。（コピー可）

エ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書に代えることができることとします。

（条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前３ヶ月以内に証明されたものに限り、オ及びカについても同じです。）

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその３の２、法人にあつてはその３の３）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。

なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写）」を添付してください。）

オ 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）

カ 印鑑（登録）証明書（コピー可）

キ 使用印鑑届（第５号様式）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものを提出してください。

ク プライバシーマーク・ＩＳＭＳ等の個人情報保護に関する事業者認定を受けていることがわかる書類（コピー可）

ケ 実務（電話催告）経験経歴書（第６号様式）

6 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、平成３１年３月１３日（水）までに条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第７号様式）により通知します。（入札参加資格者には入札者確認票（第８号様式）、入札書（第９号様式）を同封します。）

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

7 入札及び開札

(1) 日時

平成３１年３月１５日（金）午後２時から

(2) 場所

津市役所本庁舎 4 階 第 4 1 会議室

(3) その他

入札前に入札者確認票（第 8 号様式）を提出し確認を受けてください。

8 入札保証金

入札保証金は免除します。

9 入札の無効

規則第 1 9 条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

10 契約保証金

契約を締結する際に、契約金額（税抜）に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た金額に 1 2 を乗じて得た額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第 2 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

11 その他注意事項

- (1) 入札に当たっては、入札書（第 9 号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分に 3 箇所の封印してください。

入札金額は、月額（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。また、再度入札（原則として 2 回）に備えて、入札書の予備を準備してください。

- (2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税分に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から当該金額の消費税及び地方消費税分に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が 2 者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 契約に当たっては、月額とします。

- (4) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。

- (5) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりに係る費用その他

入札に係る一切の費用は補償しません。

- (6) その他、入札の参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。

【問い合わせ先】

〒 5 1 4 - 8 6 1 1	三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号 健康福祉部保険医療助成課保険担当
電話番号	0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 0
F A X	0 5 9 - 2 2 9 - 5 0 0 1
メールアドレス	229-3159@city.tsu.lg.jp

津市上下水道事業公告第 1 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 2 号）第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり負担区の名称、区域及び地積を公告します。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

記

負担区の名称	区 域	地 積
清水処理分区第 1 分担区	河辺町の一部	3 3 , 0 0 0 平方メートル
白山第 5 処理分区第 2 分担区	白山町二本木の一部	3 3 4 , 2 0 0 平方メートル

津市教育委員会告示第 3 号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成 31 年 2 月 27 日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

1 招集の日時

平成 31 年 3 月 1 日（金） 午後 6 時 30 分から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4 階教育委員会室

3 会議の事件

教職員の異動内申について

津市選挙管理委員会告示第 11 号

津市選挙投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 31 年 2 月 18 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

津市選挙投票区の一部を改正する告示

津市選挙投票区（平成 18 年津市選挙管理委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

表津の部第 1 投票区の項中「ローレルコート津新町」の次に「、丸之内殿町東」を加え、同部第 2 投票区の項中「、丸之内殿町東」を削る。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市選挙投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙について適用する。

津市選挙管理委員会告示第12号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定により、雲出井土地改良区総代会総代の総選挙を次のとおり定めたので、同条第3項及び第4項の規定により告示する。

平成31年2月26日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

- 1 選挙期日
平成31年3月5日
- 2 投票の時間
午前7時から午後8時まで
- 3 選挙すべき総代の数
50人

津市選挙管理委員会告示第13号

平成31年3月5日執行の雲出井土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成31年2月26日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

1 選挙長

住所 ○○○○○○○○○○○○○○

氏名 本多 久和

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住所 ○○○○○○○○○○○○○○

氏名 波多野 隆生

津市選挙管理委員会告示第14号

平成31年3月5日執行の雲出井土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成31年2月26日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

選挙立会人

住 所	氏 名
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	小田 孝義
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	佐藤 研一

津市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 31 年 2 月 20 日

津市監査委員	大	西	直	彦
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	佐	藤	有	毅

別紙のとおり

第1 監査をした者

津市監査委員 大 西 直 彦

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 小 林 貴 虎

第2 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

1 部局

- (1) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- (2) 危機管理部（危機管理課、防災室）
- (3) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- (4) 市民部（市民課、市民交流課、地域連携課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- (5) スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、国体・障害者スポーツ大会推進室、文化振興課）
- (6) 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- (7) 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室）
- (8) 商工観光部（商業振興労政課、経営支援課、企業誘致課、観光振興課）
- (9) 農林水産部（農林水産政策課、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- (10) 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、津駅前北部土地地区画整理事務所、建築指導課）
- (11) 建設部（建設政策課、事業調整室、用地・地籍調査推進室、建設整備課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）

- (12) ボートレース事業部（経営管理課、事業推進課）
- (13) 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課）
- (14) 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (15) 芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。）、市民福祉課）
- (16) 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (17) 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (18) 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (19) 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (20) 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (21) 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (22) 上下水道事業管理室
- (23) 水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課、安芸事業所、一志事業所）
- (24) 下水道局（下水道総務課、下水道建設課、下水道施設課）
- (25) 消防本部（消防総務課、予防課、消防救急課、消防団統括室、通信指令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- (26) 会計管理室
- (27) 議会事務局（議会総務課、議事課）
- (28) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、津図書館）
- (29) 監査事務局
- (30) 農業委員会事務局
- 2 市立保育所
 - (1) 立誠保育園
 - (2) 高洲保育園
- 3 市立学校
 - (1) 市立小学校
 - ア 南立誠小学校
 - イ 北立誠小学校
 - ウ 高茶屋小学校
 - エ 安東小学校

- オ 栗真小学校
- カ 大里小学校
- キ 豊が丘小学校

(2) 市立幼稚園

- ア 南立誠幼稚園
- イ 北立誠幼稚園
- ウ 安東幼稚園
- エ 大里幼稚園

第3 監査の対象年度及び事項

原則として平成30年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成29年度以前のものを対象に含めた。

第4 監査の期間

監査の期間は、平成30年9月14日から平成31年1月30日までである。

第5 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 政策財務部

(1) 財産管理課

ア 行政財産使用料の調定について

行政財産の使用許可の一部について、当該使用料に係る調定がなされていなかったが、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」において、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

2 総務部

(1) 調達契約課

ア 契約事務の適正な運用について

各部局の契約事務全般において、業務担当責任者の選任届、業務報告書などの契約関係書類が、契約書、仕様書で定められたとおりに取り扱われていない事例や、施設修繕料の執行にあたって、津市契約規則第11条に定める予定価格調書が作成されていないなど、基本的な事務の怠りが多数見受けられた。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約（以下「2号随契」という。）は、契約の性質や目的が競争入札に適しない場合に限り契約できるものとされているが、平成29年度は2号随契にて契約し、平成30年度は、平成29年度の受注者から同業務の受託が難しいという申出があったとの理由で、同じ業務内容で指名競争入札を行い、別事業者と契約している事例が確認されるなど、安易な理由による2号随契が散見された。平成28年1月18日付け調達契約課長事務連絡「契約事務の適正な運用について（通知）」においても、周知・指導が行われているところであるが、再度、地方自治法、地方自治法施行令及び津市契約規則等の関係法令に基づいた適正な契約事務が執行されるよう、各部局への指導を徹底されたい。

3 健康福祉部

(1) こども支援課

ア 修繕の分割発注について

津市たるみ子育て交流館の平成30年10月1日のオープンに向けて実施した、旧たるみ児童福祉会館におけるトイレ修繕4件、旧幼児寝室床修繕、旧乳児院間仕切り撤去及び床修繕について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していた。また、

旧乳児院診察室照明器具取替修繕、旧乳児院間仕切り撤去に伴う空調設備配線等修繕は、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、同規則第10条第1項第1号に定める予定価格が5万円未満であるときにできる1人の者からの見積書の徴取とし、同一業者と随意契約していた。これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいいい難いものと考え、ため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。

(2) 高齢福祉課

ア 老人ホーム入所負担金の未収金対策について

老人ホーム入所負担金の未収金157,580円については、平成22年11月、12月の1名分が未納となっているが、入所者本人の死亡により市外在住の相続人との納付交渉が長期間難航している。これまでの電話、訪問による督促だけでなく、毅然とした対応が必要な時期に来ていると考えることから、法的措置を含めた実効性ある方策を講じられたい。

(3) 障がい福祉課

ア 行政財産貸付料の調定について

行政財産の貸付けについて、当該貸付料に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

4 市民部

(1) 市民交流課

ア 委託料の過年度支払いについて

平成29年度津西会館浄化槽保守点検業務委託契約に係る委託料について、受託者から提出された業務完了報告書により業務履行確認は行われていたものの支払いを失念していたため、当該会計年度中に支払いができず、平成30年度に過年度支払いを行っていた。今後、このようなことが二度と起こらないよう再発防止策を講じられたい。

5 スポーツ文化振興部

(1) スポーツ振興課

ア 修繕の分割発注について

久居中央スポーツ公園内プールの修繕2件について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していたが、これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかったとはいいい難いものとするため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。

6 農林水産部

(1) 水産振興室

ア 行政財産使用料の調定について

行政財産の占用許可の一部について、当該占用料に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

イ 土地建物貸付収入の予算計上について

普通財産の貸付けに係る当該貸付収入について、貸付期間が平成28年4月1日から3年間となっている賃貸借契約に基づくものが平成30年度当初予算に計上されていなかったことから、適正な事務処理を行われたい。

(2) 農業基盤整備課

ア 占用料の徴収誤りについて

行政財産の占用許可の一部について、当該占用料を津市道路占用料徴収条例第2条（別表）に基づき第2種電柱として1本につき1年1,800円と算出すべきところ、1,100円として誤った額を徴収していたことから、占用料算出に当たっては、同条例に基づき適正な事務処理を行われたい。

7 建設部

(1) 津北工事事務所

ア 収入印紙の金額誤りについて

道路維持事業、公園維持事業等における業務委託契約において、契約金額に応じた収入印紙が貼付されていない契約書が 12 件確認されたことから、複数職員での金額確認を徹底するなど、印紙税法に基づき適正な事務処理を行われたい。

(2) 津南工事事務所

ア 修繕の分割発注について

雲出伊倉津町地内の道路修繕 3 件及び雲出伊倉津町地内の水路修繕 2 件について、津市契約規則第 9 条第 6 号に定める予定価格が 50 万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していたが、これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいえないものとするため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。

8 芸濃総合支所

(1) 地域振興課

ア 行政財産使用料の調定について

行政財産の使用許可の一部について、当該使用料に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

イ 錫杖湖水荘の経営状況及び勤務状況の改善について

錫杖湖水荘は、地域と都市との交流及び定住の促進、地域の活性化並びに住民の健康の増進及び福祉の向上を目的に設置された施設であり、これまで PR 活動など利用促進に努めてきたが、レストラン利用客、宿泊者ともに減少傾向にある。芸濃総合支所地域振興課作成資料によると、同施設の人件費も含めた収支状況については、この 10 年間、毎年約 1,500 万円前後の赤字が続いている。また、同施設の定休日は火曜日の週休 1 日であり、勤務シフト上、担当職員は週休 2 日となっているものの、人手不足により、実質的には週休日のうち 1 日の休日出勤が常態化している。

設置目的と運営経費の費用対効果、全市的な市民負担の観点から、

同施設の経営状況の改善への取組及び、担当職員、臨時職員の勤務状況の改善について、関係部局と協議されたい。

9 美里総合支所

(1) 地域振興課

ア 普通財産の貸付けについて

閉校となった長野、高宮、辰水の各小学校区に、地域活性化活動のための協議会組織が設立され、旧小学校施設を利活用して、平成29年度から各協議会が主催するイベントが開催されているが、いずれのイベントにおいても「津市財産に関する条例」及び「津市普通財産の貸付け及び売払いに関する事務取扱要綱」に基づく普通財産の貸付け、貸付料の徴収、電気、水道等の経費負担に関する手続きがなされていなかったことから、同条例及び同要綱に基づき適正な事務処理を行われたい。

イ 国庫補助金の調定について

国庫補助金の地方創生推進交付金について、平成30年4月1日を交付決定日とする交付決定通知書が受理されていたが、調定が行われていなかった。会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日、とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

10 香良洲総合支所

(1) 地域振興課

ア 行政財産及び普通財産の貸付けについて

行政財産及び普通財産の貸付けの一部について、当該財産貸付収入に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

11 白山総合支所

(1) 地域振興課

ア 土地の長期転貸借について

株式会社猪の倉が、猪の倉温泉用地として利用する土地の一部については、市町村合併以前の旧白山町時代から、市が個人の地権

者から賃借し、賃借料を支払ったうえで、当該土地を同社に同額で転貸してきている。本来は、民間企業である同社が各地権者と交渉し、土地の賃貸借契約を締結すべきであると考えことから、同社と各地権者が賃貸借契約できるよう関係者との協議、調整を進められたい。

イ 業務委託の分割発注について

白山体育館及び白山総合文化センターにおける施設周辺樹木、芝地等の維持管理業務委託４件について、津市契約規則第９条第６号に定める随意契約ができる５０万円以内の場合に締結できる随意契約により分割して発注していたが、これらの業務委託の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかったとはいい難いものと考えため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、業務委託の契約方法を見直されたい。

12 下水道局

(1) 下水道総務課

ア 引用条文の誤りについて

津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の第４条中、下水道法第２５条の３第１項とあるのは、正しくは同法第２５条の１１第１項であるので、所要の改正を行われたい。

(2) 下水道建設課

ア 産業廃棄物の処理について

工事に伴い発生するコンクリート塊・アスファルト塊については、再資源化施設へ搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認することになっている。しかし、同課においては、委託業者から処理の確約書を取っているものの、その確認が行われていなかった。今後は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理が行われているか確認されたい。

13 教育委員会事務局

(1) 教育総務課、学校教育課

ア 適正な契約事務の在り方について

一部の幼稚園において、園長が長期休暇の期間中、主任が１人で支出負担行為回議書２４件を起案、代決し、消耗品等の購入、燃料

費の支払いをしていた。消耗品等の発注、契約、検収という一連の契約事務を1人で行うことは、契約事務に求められる競争性、客観性、公平性、透明性の確保の観点から、説明責任を十分に果たすことができず、津市契約規則第2条に定める公正適格な処理であるとは言いきれないことから、正規職員2名配置の幼稚園において、1名が長期不在となる場合における適正な契約事務の在り方について、関係部局と協議のうえ、各幼稚園に対し適切に指導されたい。

(2) 久居教育事務所

ア 不適正な契約行為について

平成29年度中に実施した立成小学校消防用設備修繕ほか4件の修繕については、修繕料の予算残額がないのを認識していたが、発注、契約し、同年度中に完了していたにもかかわらず平成30年度の修繕料から支払いを行っていた。うち1件の修繕については、請負業者が提出した修繕の完成写真の日付を平成30年度に実施したように書換えし、支払いを行っていた。また、栗葉小学校消泡ポンプ取替修繕については、平成29年度中に修繕が完了していたが、予算不足から、修繕代金の一部しか支払わず、残額を平成30年度の修繕料から支払いを行っていた。学校施設の維持管理上、緊急な修繕が必要な場合でも、当然、その執行に当たっては予算措置及び適切な事務処理が求められるものであるが、これら一連の行為は、予算があつてこそ契約行為ができるという地方自治法第232条の3に定める支出負担行為の規定、同法第208条に定める会計年度独立の原則に反しており、地方公務員法第32条に定める法令遵守義務を負う公務員として、断じて許されるものではない。今後、このような不適正な契約行為が二度と行われることがないように再発防止策を講じられたい。

(3) 安濃教育事務所

ア 修繕の分割発注について

安濃小学校給食室の修繕2件について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していたが、これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいいい難いものと考えするため、予算の適正かつ効率的な執行を確

保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。

(4) 白山教育事務所

ア 修繕の分割発注について

大三小学校の体育館コートフロア修繕2件について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結できる随意契約により分割して発注していた。また、家城小学校における3件のプール更衣室換気扇等修繕及び2件の給食室厨房網戸修繕について、随意契約による場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、同規則第10条第1項第1号に定める予定価格が5万円未満であるときにできる1人の者からの見積書の徴取とし、同一業者と随意契約していた。

各修繕における予定価格の総額は、前述したそれぞれの随意契約ができる予定価格の限度額を超えるものであり、これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかったとはいい難いものと考えるため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。

第7 監査意見

昨年12月、本年1月に相次いで報道された総務部調達契約課における落札候補者の決定取り消し、一志総合支所地域振興課における収納窓口での過収納、水道局水道総務課における工事請負契約の無効については、いずれも通常業務の基本的な確認ミスにより発生したものであり、市の事務処理に対する市民の信頼を損なわせたことは遺憾である。

また、今回の監査で指摘した教育委員会事務局久居教育事務所における不適正な契約行為については、法令遵守義務を負う公務員として、断じて許されるものではない。

地方自治法の改正に伴い、都道府県、政令市を除くその他の市町村においては、2020年4月より、内部統制に関する方針の策定、これに基づく必要な体制を整備する努力義務が課せられることとなっており、今後、より一層の事務の適正性の確保が求められることから、特に財務に関する事務においては、全ての職員が業務リスクを共有し、入札、契約、支払事務に係る法令等の知識向上に努めるとともに、法令遵守の徹底を図るなど、内部チェック機能が十分に働く体制を整備するよう望むものである。

加えて、平成27年2月24日付け、平成28年2月19日付け監査結

果報告で時間外勤務・休日勤務の縮減に取り組まれるよう意見したところであるが、今回の監査においても、過労死ラインとされる1月100時間を超える時間外勤務等を行っている所属が複数見受けられた。平成30年12月6日付け人第1205号人事課長通知「時間外勤務命令に係る取扱について（通知）」のとおり、所属長は時間外勤務の必要性を見極める責任を負うという認識の下、更なる業務の効率化及び進捗管理の徹底に努めるとともに、所属職員に対しては、課等及び担当といった組織における構成員であることを十分認識し、業務に励むことはもとより、業務の執行方法等について創意工夫を行うことなどを促すことにより、所属職員が一丸となって時間外勤務の縮減をはじめとする働き方に対する意識改革に取り組むよう、重ねて意見するものである。

津市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 31 年 2 月 20 日

津市監査委員	大	西	直	彦
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	佐	藤	有	毅

第 1 監査をした者

津市監査委員	大	西	直	彦
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	小	林	貴	虎

第 2 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における平成 30 年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成 29 年度以前のものを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第 3 監査の期間

監査の期間は、平成 30 年 12 月 7 日から平成 31 年 1 月 30 日までである。

第 4 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。

- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載しておりである。これらの事項がない財産区については、特に記載していない。

なお、市長は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

波瀬財産区

普通財産の貸付けの一部について、当該貸付収入に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日とすると示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。